

令和 2 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会

大船渡地区環境衛生組合

令和2年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会会議録

令和2年11月26日(木)午後1時00分開議

議事日程第1号

- | | |
|------------|---|
| 日程第1 | 会期の決定 |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第3 認定第1号 | 令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第4 議案第1号 | 令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)を定めることについて |

本日の会議に付した事件

～議事日程第1号に同じ～

出席議員(10名)

議長	東 堅市 君	副議長	村上 薫 君
1番	佐藤 優子 君	2番	金子 正勝 君
3番	森 亨 君	5番	荻原 勝 君
6番	船砥 英久 君	7番	山本 和義 君
8番	紀室 若男 君	10番	熊谷 昭浩 君

欠席議員(0名)

遅刻議員(0名)

早退議員(0名)

説明のため出席した者

管理者	大船渡市長	戸田 公明 君
副管理者	住田町長	神田 謙一 君
副管理者	大船渡市副市長	志田 努 君
会計管理者	大船渡市会計管理者	細谷 真実 君
監査委員	知識経験者	新沼 敏明 君

幹事出席者

大船渡市生活福祉部市民環境課長	下田 牧子 君
住田町町民生活課長	紺野 勝利 君

事務局出席者

事務局長	安居 清隆 君
係 長	大友 崇志 君
主 任	笹崎 大岳 君

午後 1 時 00 分開会

○議長（東堅市君） それでは定刻になりましたので、始めさせていただきます。ただいまから令和 2 年大船渡地区環境衛生組合議会第 2 回定例会を開会いたします。

本日の出席議員は 10 名全員であります。

ここで議事日程に入る前に諸報告を行います。大船渡地区環境衛生組合監査委員から令和元年度分、令和 2 年 4 月分から 5 月分及び令和 2 年度分、令和 2 年 4 月分から 9 月分の一般会計並びに歳計外現金の例月出納検査結果について報告がありました。写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。以上で諸報告を終わります。

○議長（東堅市君） それでは出席議員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第 1 号により進めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、日程に従い進めてまいります。

○議長（東堅市君） 日程第 1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日 1 日と決定いたしました。

○議長（東堅市君） 次に日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、規定により議長から 3 番森亨君、5 番荻原勝君の両名を指名いたします。

○議長（東堅市君） 次に日程第 3、認定第 1 号、令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。管理者。

○管理者（戸田公明君） それではご説明申し上げます。認定第 1 号、令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定についての内容につきましては、事務局長から説明をいたさせますので、ご審議いただきますよう、よろしく願い申し上げます。なお、決算審査意見書を添えてございますので、あわせてよろしく願い申し上げます。私からは以上であります。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは認定第 1 号についてご説明いたします。議案書の認定第 1 号をお開き願います。認定第 1 号、令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会

計歳入歳出決算の認定について。地方自治法第 292 条において準用する同法第 233 条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を附し、議会の認定をお願いするものでございます。

別冊の歳入歳出決算書によりご説明させていただきます。決算書の 2 ページ、3 ページ目をお開き願います。歳入についてでございます。款、項、収入済額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項分担金 1 億 9,845 万 7,000 円。2 款使用料及び手数料、1 項手数料 2,018 万 4,600 円。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 39 万,6000 円。4 款繰越金、1 項繰越金 601 万 8,337 円。5 款諸収入、1 項組合預金利子 328 円。2 項雑入 159 万 167 円。6 款財産収入、1 項財産売払収入 60 万円。以上、歳入合計は 2 億 2,724 万 6,432 円でございます。

返していただきまして 4 ページ、5 ページをお開き願います。歳出についてでございます。款、項、支出済額の順に申し上げます。1 款議会費、1 項議会費 53 万 3,790 円。2 款総務費、1 項総務管理費 2,896 万 4,623 円。2 項監査委員費 6 万 8,055 円。3 款衛生費、1 項清掃費 1 億 8,327 万 4,064 円。4 款公債費、1 項公債費 435 万 1,242 円。5 款予備費、こちらについては支出がございませんでした。以上、歳出合計が 2 億 1,719 万 1,774 円でございます。歳入歳出差引残額につきましては 1,005 万 4,658 円となっております。

次に 10 ページ、11 ページをお開き願います。歳入歳出決算事項別明細書についてご説明いたします。はじめに歳入でございます。款、項、目、節、収入済額の順に申し上げます。1 款分担金及び負担金、1 項 1 目分担金、1 節事務費分担金 1 億 8,398 万 4,000 円。大船渡市及び住田町の内訳は備考欄のとおりでございます。2 節建設費分担金 1,447 万 3,000 円。同様に内訳は備考欄のとおりでございます。2 款使用料及び手数料、1 項手数料、1 目衛生手数料、1 節清掃手数料 2,018 万 4,600 円。廃棄物処理手数料でございます。3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目衛生費国庫補助金、1 節環境衛生費補助金 39 万 6,000 円。廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金でございます。これは令和元年度中に実施した最終処分場の放流水等における放射性物質の濃度測定に要した経費に対する補助金でございます。4 款繰越金、1 項 1 目 1 節繰越金 601 万 8,337 円。前年度からの繰越金でございます。5 款諸収入、1 項 1 目 1 節組合預金利子 328 円。2 項 1 目 1 節雑入 159 万 167 円。内訳としましては、資源古紙の引渡料などがございます。返していただきまして 12 ページ、13 ページをお開き願います。6 款財産収入、1 項財産売払収入、1 目物品売払収入、1 節不用品売払収入 60 万円。不用となりましたごみ収集車 1 台、灰運搬車 1 台の不用品売払収入でございます。以上、歳入合計は 2 億 2,724 万 6,432 円となったところでございます。

それでは 16 ページ、17 ページをお開き願います。次に歳出でございます。款、項、目、支出済額の順に申し上げます。1 款 1 項 1 目議会費 53 万 3,790 円。議員報酬のほ

か、昨年度に実施しております研修視察費用などでございます。2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費2,896万4,623円。主なものといたしまして、大船渡市派遣の一般職の職員3名の人件費のほか、11節需用費、事務所内の各種消耗品費、印刷製本費、光熱水費などでございます。

返していただきまして18ページ、19ページでございます。中段になります、2項1目監査委員費6万8,055円。3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費1億8,327万4,064円。技労職の職員8名の人件費のほか、主なものといたしまして8節報償費、資源回収を行った団体等に交付する集団資源回収事業奨励金、11節需用費、中間処理施設及び最終処分場施設における各種消耗品費、燃料費、光熱水費。

返していただきまして20ページ、21ページでございますが、同じく修繕料。13節委託料、可燃物収集、不燃物処理・粗大ごみ広域運搬、最終処分場水質検査、木くず類処理、一般持ち込み受付、高圧受電設備更新、14節使用料及び賃借料、猪川町の中間処理施設や住田町の最終処分場の敷地賃借料などでございます。

次に22ページ、23ページをお開き願います。4款1項公債費、1目元金427万1,238円。平成23年度に借り入れしました積込中継施設整備事業債の償還金でございます。2目利子8万4円。利子につきましては、平成30年度末に一般廃棄物処理事業債でごみ収集車1台を購入しておりますので、その分も含まれてございます。5款1項1目予備費は支出がございません。以上、歳出合計は2億1,719万1,774円でございます。

返していただきまして24ページでございます。実質収支に関する調書でございます。1歳入総額2億2,724万6,000円。歳出総額2億1,719万1,000円。3歳入歳出差引額1,005万5,000円。5実質収支額1,005万5,000円。以上でございます。

次に、令和元年度財産に関する調書についてご説明いたします。26ページ、27ページをお開き願います。1公有財産につきましては、決算年度中の土地及び建物、行政財産の増減はございませんので、説明は省略させていただきます。

28ページをお開き願います。2物品でございます。決算年度中の増減高といたしましては、車両2台が減となっております。1台はごみ収集車、岩手800さ1621、もう1台は灰運搬車、岩手11ち1740でございます。先ほど歳入でご説明しておりますが、いずれも不用品として売払いしたところでございます。

次に、別冊でお配りしてございます令和元年度主要な施策の成果に関する説明書についてご説明を申し上げます。1ページから5ページ目につきましては、1ページ①から2ページの②、③の科目別の歳入歳出決算額、3ページ④の歳入事項別説明書であります。前年度との比較などを掲載してございます。個々の説明は省略させていただきます。

6ページをお開き願います。⑤の歳出事項別説明書であります。主なものをご説明いたします。

7 ページをご覧ください。3 款衛生費でございます。2 可燃物収集業務と 3 不燃物処理及び粗大ごみ広域運搬業務等に係る実績につきまして、ページ中段にあります年度別収集等実績の表をご覧ください。令和元年度のごみの収集量について、可燃ごみは 9,386.8 トンで前年度比 1.6%の減。不燃ごみは 1,179.3 トンで前年比 0.7%の減。これに資源古紙を加えました合計は 1 万 786.8 トンであります。前年度比 1.7%の減となっております。次に下段の年度別処理実績の表をご覧ください。可燃ごみ処理につきましては、再生資源として新聞、雑誌、ダンボールなど資源古紙を含めておりますが、221 トンが資源化されております。前年比 10.6%減、資源化率は 2.3%となっております。また、不燃ごみ等の処理につきましては、業務の全般を委託しておりますところ、再生資源としてビン類、スチール、アルミ缶など 478 トンが資源化されております。前年度比 1.1%の増、資源化率は 41.8%でございます。

返していただきまして 8 ページをお開き願います。最終処分場に関する説明となります。4 最終処分場水質検査は、決められた 7 地点で毎月行われております。放流する水質について、すべて基準値を下回る結果となっております。5 最終処分場放流水放射線測定につきましても、同様に 3 地点で毎月行われておりますが、全て検出下限値未満の結果となっております。また、中段の最終処分場埋立実績につきましては、令和元年度の埋立量は、釜石市内のごみ焼却施設であります岩手沿岸南部クリーンセンターから運ばれた熔融飛灰 494.1 トンと、その覆土として 44 トンを加えており、538.1 トンとなります。前年度比 11.2%の増でございます。なお、埋立量につきましては、人口減少等によるごみの排出量の影響から減少傾向に推移しておりますところ、前年度の埋立量に比べ 70.2 トン多かったところではありますが、これは沿岸南部広域環境組合におきまして、過去の熔融飛灰のストック状況など、構成する釜石市、大槌町、陸前高田市への配分調整により毎年の数量にズレが生じるものでございます。また、令和元年度末時点での最終処分場の埋立可能容量につきましては、5 万 8,000 立法メートルの計画に対しまして、平成 8 年度の供用開始以降 24 年が経過しますが、これまで約 3 万 1,000 トンを埋め立てており、残存率では約 46%と半分以上埋め立てを終えた計算であります。岩手沿岸南部クリーンセンターの熔融炉方式による熔融物再資源化と最終処分量の極小化により、平成 25 年度以降の埋立量は激減しており、埋立量が現行のまま推移しますと、今後 30 年から 40 年程度の容量が確保されている計算となっております。

次に下段の 6 資源回収団体への奨励金交付についてでございます。ごみの再資源化や減量化の取り組みとして、当組合に登録した団体等が新聞、雑誌、空き缶、鉄くず類などの資源ごみの集団資源回収を行った際に、回収量 1 キロ当たり 5 円の奨励金を交付しているものでございます。昨年度におきましては、地域の子供会や学校、自治会など 82 の実施団体に対し、186 万 5,810 円を交付しているところであり、これに資源回収業者 5 社で構成する資源回収組合に交付する奨励金 198 万 895 円を合わせまして 384 万

6,705円が奨励金額の合計となります。

次に9ページの7ごみ質分析の表をご覧ください。クリーンセンターの排出されるごみ質の分析状況について、年4回の測定により平均値で表しております。前年度との比較では、ごみ種類、組成の項目で若干の変動はございますが、三成分の項目で見ますと、やはり水分がごみ重量の半分を占めている状況です。ごみの減量化と処理経費を削減するうえで、厨芥類の水切りがポイントであることが見てとれるものとなっております。検査結果は構成市町へ情報提供しております。

返していただきまして10ページをお開き願います。8清掃美化運動推進事業の実績につきまして、家庭ごみの減量化と循環利用の促進のため、家庭用生ごみ処理容器などの資機材の普及事業を行っております。関係市町の公衆衛生組合連合会に対しまして、購入実績に応じまして補助金を交付するものでございます。令和元年度はご覧の購入実績により、合わせまして19万5,100円の補助金を交付しております。年度による増減はございますが、概ね横ばいの傾向で推移しているところであり、家庭から出されるごみの水分量を減らす効果だけでなく、生ごみの堆肥化は環境にもやさしく、引き続き構成市町と連携しながら取り組みたいと考えております。

11ページをご覧ください。9施設整備、維持修繕につきまして、施設、設備等が老朽化する中で、ごみの収集業務の安定的な運営に資するため、点検、保守管理、修繕等を行っております。積込中継施設におきましては、高圧受電設備の更新を行ったほか、各種修繕等を行ったところでございます。

10水銀使用製品処分につきましては、平成31年4月から水銀による環境の汚染の防止に関する法律及び大気汚染防止法の一部を改正する法律の公布を受けまして、岩手沿岸南部クリーンセンターでの処理ができなくなりましたことから、当組合におきまして使用済みの蛍光管や乾電池等の水銀使用製品の分別回収を令和元年度より行っております。回収方法につきましては、大船渡市と住田町内の公共施設や店舗等に分別回収用ボックスを配置しているところであります。

返していただきまして12ページをお開き願います。こちらは平成23年度に実施いたしました積込中継施設の改修整備と、平成30年度に導入いたしました塵芥収集車両につきまして、その財源として財政融資資金と大船渡市農業協同組合から借り入れしてございますが、その内容と年度別の償還額をお示ししてございます。

以上で認定第1号、令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出決算の認定に係る説明を終わらせていただきます。よろしくご審議をいただきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（東堅市君） 詳細な資料の提示と丁寧なご説明でありました。ありがとうございます。次に、決算の結果について監査委員の報告を求めます。新沼監査委員。

○代表監査委員（新沼敏明君） 令和元年度大船渡地区環境衛生組合一般会計歳入歳出

決算について審査を行いましたので、その概要について申し上げます。なお、金額につきましては、千円単位で申し上げます。

はじめに一般会計歳入歳出決算審査の結果について申し上げます。審査に付されました決算書及び附属書類は関係法令に準拠して作成されており、計数は関係諸帳簿及び証拠書類と照合した結果、適正であるものと認めたところであります。

次に予算の執行状況であります。歳入決算額は2億2,724万6,000円で前年度より1,281万9,000円、5.3%の減、歳出決算額は2億1,719万1,000円で前年度より1,685万6,000円、7.2%の減となっており、歳入歳出差引額は1,005万5,000円となっております。

事業内容についてであります。資源古紙を含めた可燃ごみ及び不燃ごみの収集と直接搬入を合わせた合計収集量は1万786.8トンで、対前年度比1.7%の減となっております。ごみの減量化に向けた取り組み等により、ごみ処理量は1万578.3トン、前年度を202.5トン、1.9%下回っておりますが、今後ともごみの減量化、再資源化等の各種施策に積極的に取り組まれるよう望むものであります。

終わりに、今後とも施設の適正な維持管理と地域住民の快適な住環境づくりに努められるよう期待し、決算審査の報告といたします。

○議長（東堅市君） 以上で認定第1号についての説明を終わります。次に、認定第1号について歳入歳出を一括して質疑を許します。質問ありませんか。9番村上議員。

○9番（村上薫君） 1点だけお伺いいたします。最終処分場につきまして、先日、局長さんをお願いしまして、地元の議員として、私どもの町内に設置してある大平の最終処分場の視察をさせていただきました。私と荻原議員であります。そこで見たところの感想につきまして質問したいと思います。稼動から25年が経過をしているということで、私が見ましたところ、若干、機械設備などにも錆などが見えてきているかなというふうに思いました。そういった点でも、老朽化が、25年経過していますので、進んできている状況になっている。今後の大規模な改修とか、そういう見通しというのはどういうふうに考えておられるのか。それから先ほど埋立ての寿命というのは大体30年から40年あるということで、かなり先までもつということによろしいのですが、今後の、そういうクリーンセンターとの繋がりの中で、どういうふうな形でなっていくのか。その辺のところを併せて質問したいと思います。

○議長（東堅市君） それでは2点ありましたが、答弁をお願いいたします。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは最終処分場の方、この間、見ていただきましたところでございますが、埋立可能年数が大幅に延びたということで、それに併せまして浸出水処理施設の延命化を図ることも安心、安全な保全環境を維持する上で重要であると思っております。平成29年10月に策定いたしました大船渡地区環境衛生組合公共施設等総合管理計画、この基本方針におきまして、建物については建築後60年経過時に

更新することを原則としながら、事後保全から予防保全に切り替えることにより、可能な限り長寿命化を図りながら管理することとされています。しかし、特定多数の住民が日常的に利用する施設ではなく、また、東日本大震災による大きな被害がなかったことで、大規模修繕は行わないことと原則的にはなっております。これによれば浸出水処理施設の建屋につきましても、何もなければ建築後 60 年となる令和 38 年度に更新時期を迎えることを踏まえまして、施設の延命化を図ることになるかと思いますが、そうした場合の一つの基準といたしましては、令和 8 年、9 年頃がちょうど中間年に当たります。残り 30 年、施設の使用可否も含めまして、大規模に至らずとも必要な修繕箇所がはっきり見えてくるのかなと考えてございます。また、機器設備に関しましては、先ほどの基本方針では、耐用年数を超えてもなお設備の処理能力が維持されるよう予防保全対策を施しながら長寿命化を図ることとされていますところ、設置から、先ほど議員さんから申し上げられましたとおり 20 数年が経過しまして、車両を含め全体的に老朽化が進み、計画的にいかない場合もございます。突発的なものにつきましては、修繕費等で対応しているところであります。あと、現在の埋立ではほとんどが溶融飛灰のため、長く水質の安定がみられますところ、浄化処理方式による処理機器におきましては、現在不要とされるものも散見されます。今後の設備機器の更新にあたりましては、安全、安心な水の放流を基本としながら、専門業者の助言をいただきまして必要な機器に絞り、基本指針に基づきまして、かかる経費の平準化に努めながら施設の維持管理を行いたいと考えております。

それからもう 1 点の方でございますが、その溶融飛灰というのは釜石市の方から、釜石の沿岸南部クリーンセンターの方からいただいております、そちらの方が大分量が少なくなったということで、先ほどの埋立量が 30 から 40 年くらいもつということになります。そちらの方の施設ですね、これから耐用年数があるかと思うんですけども、そちらとのバランスを見ながら、こちらの埋立処分場の方も維持していくことになろうかと思いますが、その間、連携というのは図らなければならないとは思っておりますので、近いうちにですね、私達もそうなんです、議員さん達を含めて釜石市の沿岸南部等を視察していただきながらですね、その埋立量とのバランスをとりながらですね、今後の計画、埋立量の計画に反映していければと思っております。

○議長（東堅市君） 村上議員。

○9 番（村上薫君） 分かりました。埋立量につきましては 30 年から 40 年あるということで、これはクリーンセンターの方の事情を見ますと、大槌、釜石などでは溶融飛灰の埋立地が満杯になってきているとか、いろいろあるようでございますが、特にはその、私どものほうの最終処分場をお願いをしたいというふうな、そういうような要望と言うか、そういうのはない訳ですね、どうなんですか。

○議長（東堅市君） 事務局長。

○事務局長（安居清隆君） そのことにつきましては、それぞれの自治体の方で埋立処分施設は用意するというので、大槌の方では確かにもう少しで満杯になるというような話も聞いてございますが、そういったお話しはいただいておりますし、釜石の方につきましては、料金を払って市外の方に処分場を、自分たちの最終処分場を構えておりますので、それを運ぶ、運搬している経費だけでして、今現在進めてやっているはずですので、これからこちらの方に入ってくるということは釜石の方はないかと思っております。

○議長（東堅市君） よろしいですか。その他質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。認定第1号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決しました。

○議長（東堅市君） 次に日程第4、議案第1号、令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を定めることについてを議題といたします。提出者の説明を求めます。事務局長。

○事務局長（安居清隆君） それでは第1号議案についてご説明をいたします。議案書の議案第1号をお開き願います。議案第1号、令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）を定めることについて。別冊のとおり定めることについて、地方自治法第292条において準用する同法第218条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

それでは別冊の令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）によりご説明させていただきます。1ページをお開き願います。令和2年度大船渡地区環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）でございます。令和2年度大船渡地区環境衛生組合の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,005万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,461万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお開き願います。第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。4款繰越金、1項繰越金1,005万3,000円の増。次に歳出でございます。款、項、補正額の順に申し上げます。3款衛生費、1項清掃費1,005万3,000円の増。このことから、歳入歳出の合計額を歳入歳出とも2億9,461万2,000円とするものでございます。今回の補正につきましては、3款の衛生費の塵芥処理費にお

きまして不足しております修繕料と水銀使用製品処分、木くず類処理費の増額分につきまして、決算状況により分担金ではなく繰越金において調整を行っているところでございます。内訳につきましては、5ページと6ページにお示した歳入歳出補正予算事項別明細書のとおりとなっております。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（東堅市君） 以上で提出者の説明を終わります。次に、議案第1号について質疑を許します。質問のある方は挙手をお願いいたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東堅市君） 以上で質疑を終わり、直ちに採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（ 賛成者起立 ）

○議長（東堅市君） 起立全員であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもちまして本定例会に提出されましたすべての案件が議了いたしました。

これをもちまして、令和2年大船渡地区環境衛生組合議会第2回定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

午後1時42分閉会